

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主タービン軸受温度記録計点検において、記録用ペン駆動小型モータに異音 が認められたため、当該モータを交換	D	
2	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A・B）軸受温度記録計点検において、電 源コネクタ部に損傷が認められたため、当該記録計を交換	D	
3	2号機	計装用圧縮空気系バックアップ用所内圧縮空気系連絡圧力調整弁開閉試験に おいて、動作不良（95%開度で停止し全開不能）が認められたため、当該 弁を点検・修理	D	
4	2号機	ほう酸水注入系ポンプ（A・B）ピストン駆動軸シール部にほう酸の析出が 認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	主発電機軸受（コレクタ側）に油のにじみが認められたため、当該部を点 検・修理	D	
6	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セットエリア換気空調系局所空調機（10） 電動機点検において、軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
7	5号機	納入物品（原子炉格納容器圧力抑制室内残留熱除去系入ロストレーナ）検収 確認において、ストレーナ面に接触痕が認められたため、対応検討	C	
8	5号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器給液流量記録計に動作不良（ハンチング）が認 められたため、当該計装回路を点検・修理	D	
9	5号機	廃棄物処理系床ドレン濃縮器比重／レベル記録計に動作不良（ハンチング） が認められたため、当該計装回路を点検・修理	D	
10	5号機	給水加熱器ベント管取替工事における溶接事業者検査記録の当社確認におい て、「溶接士有資格者リスト」の更新遅れが判明したため、当該リストの最 新版提出を溶接事業者に指示	C	
11	5号機	バッテリー室換気空調系局所空調機（室内機）に異音が認められたため、当 該空調機を点検・修理	D	
12	6号機	所内蒸気戻り系配管取替工事用仮設電源確保作業において、タービン建屋電 源開閉器使用に係る自社用電力使用申込書の関係箇所への未申請が認めら れたため、対応検討	C	2月19日No. 18 関連不適合

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	6号機	「定期安全管理審査申請変更届出書」（原子力安全基盤機構へ1月に提出）の記載に一部誤記（変更前の定期検査期間）が認められたため、対応検討	C	
14	6号機	床ドレンファンネル（原子炉建屋1階南側）にのぞき窓用ワイパーの脱落が認められたため、当該ワイパーを取付	D	
15	6号機	潤滑油補給作業において、新潤滑油缶（20リットル）の蓋シールを開けようとしたところ、姿勢を崩し近傍に設置されていた高圧炉心スプレイ系駆動用ディーゼル発電機冷却水膨張タンク水面計を誤ってつかみ、水面計のガラスが破損したため、当該水面計を修理	C	
16	6号機	原子炉建屋ストームドレンサンプ（B）点検において、当該サンプピットの警報「水位高／低」の誤発生および復帰事象の頻発が認められたため、当該レベル検出回路を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで